



第5次沖縄県男女共同参画計画

～DEIGOプラン～

概要版

全ての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指して



沖縄県

第5次沖縄県男女共同参画計画 ～DEIGOプラン～

①計画策定の経緯と趣旨

- 平成5年、「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」(第1次)を策定。
- 平成14年3月、男女共同参画社会基本法(平成11年公布施行)と国の第1次基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)を策定。
- 平成19年3月、その後の関係法の改正及び国の第2次基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)を策定。
- 平成24年3月、国の第3次基本計画の趣旨を踏まえ、「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン」を策定。

これまでの計画の推進により、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつありますが、いまだ政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性の増加などの課題が存在しています。

男女共同参画社会の形成のためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参画の促進、男女間における暴力の根絶などに向けた取組が一層求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条及び沖縄県男女共同参画推進条例第4条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。

②計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

③計画の基本方向

全ての県民が、互いを認め支え合い、
心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す

④計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を、家庭、職場、地域及び社会全体の4つの分野に分け、分野ごとに実現したすがたを示し、更に各分野の施策ごとに現状と課題を分析し、方向性及び具体的施策を示しました。

これらの施策は、分野ごとに単独で完結するものではなく、相互に関連し合い推進されるものです。



目標1 家庭における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 男性・女性、大人・子どもが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭を築いている。
- 家族全員で家事・育児・介護を分担し、喜びと責任を分かち合っている。
- 社会全体で子育て支援が行われており、子育て家庭が多様なサービスを活用し、安心して子どもを育てられる環境が整っている。
- 必要に応じて、多様な介護サービスを活用し、介護を社会全体で支える環境が整っている。

施策1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発

固定的な性別役割分担意識について、時代と共に変わりつつあるものの、男性に強く残っているとみられ、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっていると指摘もあることから、家族の一員として相互に協力しながら、家庭内で共に責任を担っていくことができるよう、意識啓発を行うとともに、必要な知識・技術習得の支援を行います。

また、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、性別による固定的役割分担意識を持たせないようしつけや親の意識、生活態度の見直しなどの働きかけを進めていきます。

施策2 育児及び介護を支える環境づくり

子育てや介護を社会全体で支えていく機運の醸成や体制の整備を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実、適正で質の高い介護サービスの提供を行います。



施策3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

DV防止のためには、「沖縄県配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画」(DV防止基本計画)に基づき、関係機関と連携し、広報・啓発や相談体制の充実、被害者の保護及び自立支援に取り組みます。

施策4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(※1)の視点に立って、命の大切さや性に関する正しい知識及び自尊感情の育成など、その啓発も含め、男女の健康支援を総合的に進めます。



計画の指標	現状値(年度)	目標値(年度)
地域子育て支援拠点箇所数	92か所(H27)	125箇所(H31)
ファミリー・サポート・センター事業市町村数	23市町村(H27)	24市町村(H31)
認可保育所定員数	36,769人(H27.3.31)	21世紀ビジョン後期実施計画で目標値策定
放課後児童クラブ箇所数	369箇所(H27)	478箇所(H31)
介護支援専門員養成数(累計)	5,899人(H27)	7,000人(H33)
市町村のDV防止基本計画の策定	9.8%(H27)	26%(H32)
乳がん検診受診率	50.4%(H25)	50%(H29)
子宮頸がん検診受診率	47.1%(H25)	50%(H29)

(※1)性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年の国際人口・開発会議、平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京会議)で提唱された考え方

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利

目標2 職場における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、職員一人一人の個性、能力、意欲が十分に発揮できている。
- 方針決定過程に女性が対等に参画し、いきいきと活躍している。
- 家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間で、男女共にゆとりと充実感をもって働いている。



施策1 多様な就業を可能にする環境の整備

就業に関する相談の実施により就職や再就職を支援するほか、就業に必要な技術講習や人材育成に係る技能の取得を支援します。

また、多様な就業を可能にする職場環境整備の一環としてワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します。



施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法等の周知や、事実上生じている男女間の格差を解消するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の必要性等について周知啓発を行います。

施策3 農林漁業における男女共同参画の推進

農林漁業における男女共同参画を確立するためには、家庭や地域、そして女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高める等の資質の向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場に女性の参画を推進します。

また、女性の参画促進と平行して、女性農林漁業者の農林漁業技術と経営技術の習得、家族経営協定締結に向けた意識啓発を支援します。

施策4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

男女が共にやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動において、多様な生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めていきます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業主がリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革や多様で柔軟な働き方に積極的に取り組む必要があります。また、事業主のこうした取組によって、労働者も自らの働き方を見直し、将来を見据えた自己啓発・能力開発に努めるなど、労使双方が一体となって働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

そのため、県内事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する助言・指導等を行い、その取組を支援します。

施策5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

女性が仕事を通じて様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようするために、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる職場環境を作るため、女性の活躍推進に取り組む企業に対する支援を行います。

計画の指標	現状値(年度)	目標値(年度)
女性農業委員の割合	6%(H27)	10%(H30)
家族経営協定締結の農家数	594戸(H27)	660戸(H29)
沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数	61社(H27)	90社(H33)
男性の育児休業取得率	5.0%(H27)	13%(H32)
年次有給休暇取得率(常用雇用労働者)	56.0%(H27)	70%(H32)
年次有給休暇取得率(パートタイム労働者)	58.2%(H27)	70%(H32)

目標3 地域における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人一人の考え方や行動が尊重されている。
- 男女が同じように地域の行事等に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 地域の中での助け合いや公的サービスにより、子育て中の男女や高齢者などが安心して生活し、地域活動に参画している。

施策1 地域活動を推進するための連携・協働

暮らしやすく活力ある地域社会を形成するためには、様々な地域活動への男女の参画を促進するとともに、県民が希望する地域活動に取り組むことができるよう情報提供を進めます。

また、高齢者の経験を生かした就業やボランティア活動等の推進、高齢者が培ってきた経験や知恵を、地域の財産として次世代へ受け継ぐための世代間交流などに取り組みます。

防災対策においては、地域社会の果たす役割や男女のニーズの違いを把握することの重要性が改めて認識されており、男女共同参画の視点に留意して対策を推進します。

施策2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障害者については自立した生活を送るための支援、地域で安心して暮らすための環境整備を行います。

また、子どもの貧困対策を推進するために、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。

ひとり親家庭等については、その実情に応じた就業支援により自立に向けた取組を行うほか、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備を図る必要があります。



施策3 市町村における男女共同参画の推進と支援

男女共同参画の意識を各市町村に広め、それぞれの地域の特性や実情に応じた取組を進めるためにも、市町村に対する支援を行います。



計画の指標	現状値(年度)	目標値(年度)
シルバー人材センター会員数	5,842人(H27)	21世紀ビジョン後期実施計画で目標値策定
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	28.2%(H27.4)	35%(H33)
市町村の男女共同参画計画の策定率	43.9%(H27.4)	50%(H33)
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	36.6%(H26)	70%(H33)
母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数	376件(H25)	560件(H31)
ひとり親家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣事業)の登録件数	181件(H25)	800件(H31)

目標4 社会全体における男女共同参画の実現

<実現したすがた>

- 男女が対等に企画や方針決定に関わり、大人も子どもも共に豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 性別にとらわれず、一人一人の個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重している。

施策1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進

今後、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・企業・団体に対する働きかけや支援を推進します。



施策2 男女共同参画に関する意識啓発の推進

家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、社会制度や慣行の見直しに向けての取組を進めます。

また、男女を問わず性的指向や性同一性障害など性的マイノリティーの人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要であることの啓発を行います。

施策3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進

男女共同参画社会に対する理解を促進し、意識改革を進めるための取組を行います。

学校教育においては、発達段階に応じて、人格の尊重や男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、個性と能力を発揮できるよう指導の充実に図ります。

施策4 男女間における暴力の根絶

暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実に図ります。



計画の指標	現状値(年度)	目標値(年度)
県の審議会等委員に占める女性の割合	31.7%(H27.4)	40%(H33)
県(知事部局)の課長相当職以上に占める女性の割合	8.9%(H28.4)	15%(H32)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	17.4%(H27)	20%(H33)
沖縄県男女共同参画計画(デイゴプラン)の周知度	6.9%(H27)	14%(H33)
沖縄県男女共同参画センター(ているる)の周知度	32.3%(H27)	50%(H33)

目標を実現していくために

男女共同参画社会の実現のためには、次のとおり県、市町村、民間団体、事業者、県民がそれぞれの立場で主体的に取り組を行い、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場での取り組みにご協力をお願いします。

県民の皆さん

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を十分に理解し、その実現に向けて、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な言動や慣習・しきたりにおける固定的な性別役割分担意識の改善など、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

民間団体の皆さん

男女共同参画社会の形成のためには、国、市町村などの行政機関のみならず、民間団体、NPOなどの果たす役割は重要です。

各団体それぞれが男女共同参画の視点を持って自主的な取り組みを行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

事業所・企業の皆さん

誰もがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう男女共同参画社会を実現するためには、事業者の果たす役割は重要です。

雇用上の男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、仕事と生活の調和など職場環境を整備し、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

市町村との役割

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たす役割は重要です。市町村にはそれぞれの地域特性を踏まえ、男女共同参画の取り組みを行うことが求められています。

県の役割

男女共同参画社会の実現を県政の重要課題の一つと位置づけ、全庁的な推進体制により計画を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

- (1) 沖縄県男女共同参画審議会の運営
- (2) 沖縄県男女共同参画行政推進本部の運営
- (3) 沖縄県男女共同参画センター「ていする」の運営
- (4) 計画の進行管理

第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～ 体系図

目 標	施策の方向性	具体的施策		
1 家庭における男女共同 参画の実現	1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識啓発	1 男女が協力し、家庭生活の責任を担うことの広報・啓発		
		2 男女平等意識を育てる家庭教育の推進		
		3 家庭教育に関する相談体制の充実		
	1-2 育児及び介護を支える環境づくり	4 多様な保育サービス等の充実【※】		
		5 介護サービスの整備・充実		
		6 地域における子育て・介護支援の充実		
		7 子育て・介護に関する相談体制等の充実		
	1-3 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	8 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止		
		9 配偶者等からの暴力の被害者の相談体制の充実		
	1-4 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	10 配偶者等からの暴力の被害者の保護及び自立支援		
		11 生涯を通じた健康づくりの支援		
		12 健康教育及び性教育の推進		
		13 妊娠・出産期における女性への健康支援		
2 職場における男女共同 参画の実現	2-1 多様な就業を可能にする環境の整備	14 職業能力発揮に対する支援		
		15 再就職希望者に対する支援【※】		
		16 起業家を目指す女性への支援【※】		
		17 女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくり		
		18 女性の登用促進のための支援(ロールモデルの普及促進)【※】		
		19 女性の職業生活における情報収集・整理・提供【※】		
		20 女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動【※】		
	2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の 確保	21 企業等へのテレワーク導入支援等による柔軟な働き方の推進【※】		
		22 男女雇用機会均等法等の広報啓発		
		23 労働相談の実施		
	2-3 農林漁業における男女共同参画の推進	24 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進		
		25 セクシュアル・ハラスメント対策の促進【※】		
		26 非正規雇用における雇用環境等の整備【※】		
	2-4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の 推進	27 女性リーダーの育成【※】		
		28 家族経営協定づくりの推進		
	2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援	29 女性の経営能力向上の支援【※】		
		30 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発【※】		
		31 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり【※】		
	3 地域における男女共同 参画の実現	3-1 地域活動を推進するための連携・協働	32 仕事と家庭の両立を支える支援制度の推進【※】	
			33 女性の活躍に積極的に取り組む企業の認証【※】	
			34 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進【※】	
		3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる 環境の整備	35 中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進【※】	
			36 地域活動への参画の促進	
			37 各種地域団体との連携及びその活動の支援	
			38 防災・復興における男女共同参画の推進	
			39 高齢者の地域での暮らしと自立に対する支援	
		3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援	40 障害のある人の自立支援と生活環境の整備	
			41 ひとり親家庭等の自立支援	
		4 社会全体における男女 共同参画の実現	4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促 進	42 生活上の困難を有する子ども・若者等に対する支援
				43 市町村における男女共同参画の推進の支援
				44 県及び市町村の審議会等委員への女性の参画拡大
			4-2 男女共同参画に関する意識啓発の推進	45 県の管理職への女性の積極的登用及び職域拡大
	46 企業や団体における女性の参画促進			
	47 あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進			
	4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進		48 男女共同参画を推進する学習機会の充実	
49 男性の理解促進・意識啓発				
50 学校教育の充実				
4-4 男女間における暴力の根絶	51 キャリア教育の推進【※】			
	52 教職員研修の実施			
	53 男女間における暴力防止についての意識啓発及び環境整備			
	54 性犯罪・性暴力への対策の推進			
	55 売買春及び児童ポルノ排除への対策の推進			
		56 ストーカー行為等への対策の推進		
		57 人身取引の対策の推進		

【※】は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画に係る具体的施策です。

沖縄県子ども生活福祉部平和援護・男女参画課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 電話(098)866-2500 FAX(098)866-2589

ホームページアドレス(<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwanjanjo/index.html>)